

半 期 報 告 書

(第17期中) 自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日

株式会社 熊本ファミリー銀行

(E03675)

第17期中（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 熊本ファミリー銀行

目 次

	頁
第17期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【主要な設備の状況】	28
2 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【株価の推移】	31
3 【役員の状況】	31
第5 【経理の状況】	32
1 【中間連結財務諸表等】	33
2 【中間財務諸表等】	78
第6 【提出会社の参考情報】	103
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	104

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成20年12月19日

【中間会計期間】 第17期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社熊本ファミリー銀行

【英訳名】 The Kumamoto Family Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 元

【本店の所在の場所】 熊本市水前寺六丁目29番20号

【電話番号】 096(385)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 佐々木 二也

【最寄りの連絡場所】 熊本市水前寺六丁目29番20号
株式会社熊本ファミリー銀行 経営管理部

【電話番号】 096(385)1116

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 佐々木 二也

【縦覧に供する場所】 株式会社熊本ファミリー銀行 福岡営業部
(福岡市博多区上川端町9番166号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	17,266	17,484	17,702	35,901	34,936
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△51,752	△1,263	2,054	△59,914	△10,207
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△47,214	△1,990	1,826	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△55,195	△15,850
連結純資産額	百万円	44,005	32,418	31,724	35,744	30,369
連結総資産額	百万円	1,316,309	1,263,639	1,244,895	1,316,270	1,220,826
1株当たり純資産額	円	△166.18	29.98	22.74	△232.72	18.15
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△384.84	△15.28	6.17	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△449.32	△79.42
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	1.44	0.59	0.54	0.82	0.43
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.21	6.26	6.54	6.61	6.14
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,360	△42,658	△4,808	4,070	△48,428
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△21,720	1,420	2,259	△52,336	△1,874
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,200	—	—	33,876	12,499
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	84,872	21,129	22,010	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	62,365	24,562
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,489 [485]	1,332 [528]	1,101 [234]	1,500 [486]	1,163 [442]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期	
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月	
経常収益	百万円	16,939	17,515	18,119	35,093	35,142	
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△52,795	△1,198	2,318	△61,797	△9,853	
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△47,858	△1,959	2,179	—	—	
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△57,034	△15,635	
資本金	百万円	34,262	8,730	2,802	34,262	14,980	
発行済株式総数	千株	普通株式	123,346	246,943	295,581	123,516	295,581
		第一回 第一種 優先株式	19,238	—	—	18,742	—
		第一回 第二種 優先株式	40,000	—	—	40,000	—
純資産額	百万円	18,933	6,524	6,379	9,800	4,670	
総資産額	百万円	1,317,092	1,263,802	1,245,509	1,316,455	1,221,170	
預金残高	百万円	1,219,115	1,179,651	1,105,205	1,177,437	1,121,103	
貸出金残高	百万円	987,844	956,059	921,222	980,574	926,237	
有価証券残高	百万円	201,318	229,877	226,897	234,213	227,782	
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	—	
自己資本比率	%	1.44	0.52	0.51	0.74	0.38	
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.20	6.13	6.48	6.48	6.05	
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,148 [267]	1,212 [284]	1,094 [202]	1,142 [267]	1,078 [265]	

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

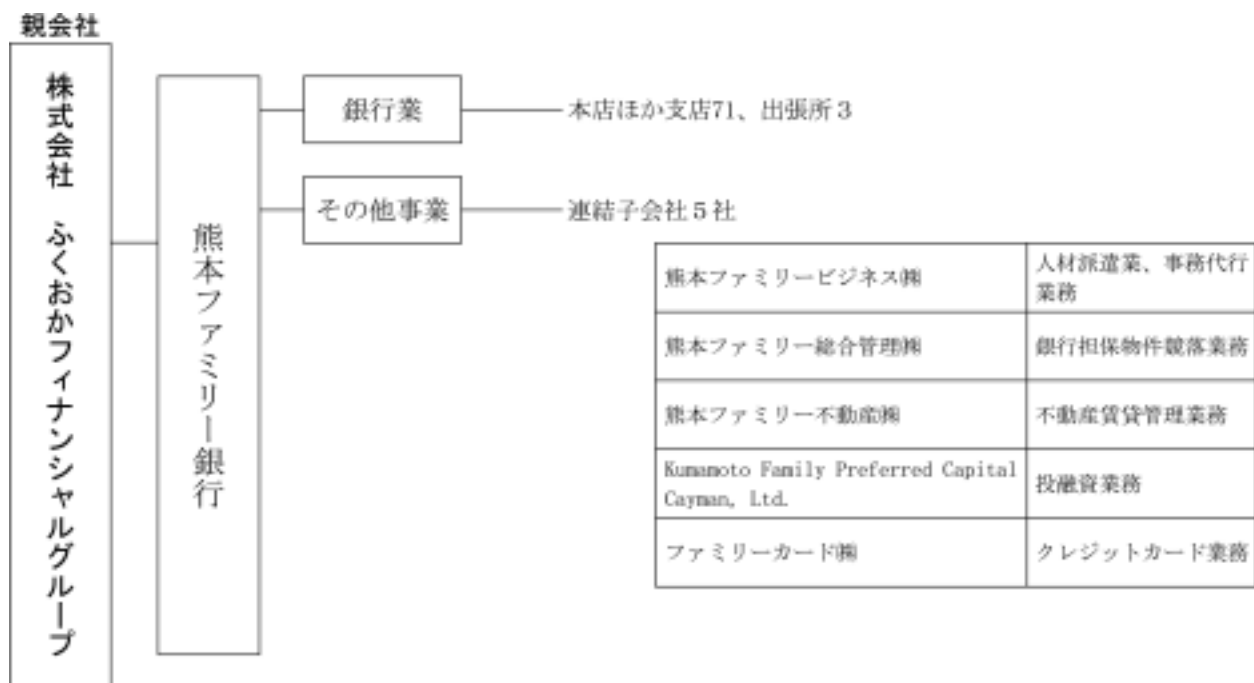
3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については重要な変更はありません。

事業系統図により示すと以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお平成20年11月25日開催の当行取締役会において、連結子会社熊本ファミリービジネス(株)を平成21年3月までに解散することが決定しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,094 [202]	7 [32]	1,101 [234]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員198人(銀行業196人、その他2人)、並びに執行役員7人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,094 [202]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員196人、並びに執行役員7人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、熊本ファミリー銀行従業員組合と称し、組合員数は882人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○ 業績

当中間期の我が国の経済は、世界経済の減速、原油価格の高騰など地球規模での経済変化の影響により、企業の収益環境は大幅に悪化し、また先行きの不透明感から個人消費の停滞も進むなど、景気の停滞感が強まりました。8月には、貿易収支が単月で7ヶ月ぶりに赤字になるなど、世界経済減速の影響は我が国の実体経済にも深刻な影響を及ぼし始めています。

金融面では、米国における金融不安の高まりを受けて、日経平均株価については5月の1万4千円台から当中間期末時点で1万1千円台まで下落、併せて証券化商品の価格も大きく下落しました。米ドル相場については、当中間期間においては100円～110円のレンジで推移しましたが10月に入り、急激な円高傾向を示しています。

このような環境のもと、当行グループは高度で良質な金融商品・サービスの提供を通し、業績の一層の伸展と地域社会への貢献に努めてまいりました。

当中間連結会計期間の主要損益につきましては、経常収益は資金収益は減少したものの、有価証券売却益の増加等により、前中間連結会計期間末比2億円増加し、177億円となりました。また経常費用は、与信関連費用の減少等により前中間連結会計期間末比31億円減少し、156億円となりました。その結果、経常利益は20億54百万円、中間純利益は18億26百万円となりました。

自己資本比率は、上記損益状況を反映し連結ベースで前中間連結会計期間末比0.28ポイント上昇し、6.54%となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比240億円増加し1兆2,448億円となりました。

預金は、前連結会計年度末比158億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆1,047億円となりました。一方、運用面では、貸出金は、住宅ローンが増加したものの、法人向け貸出の減少により、前連結会計年度末比49億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9,202億円となりました。また、有価証券は、金利動向に留意しながら、債券売却など最適ポートフォリオに努めた結果、前連結会計年度末比8億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2,261億円となりました。

○ キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローでは、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により、48億円のマイナスとなりましたが、前中間連結会計期間末比では378億円増加しました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が544億円、有価証券の売却及び償還による収入が合計で590億円となったことから前中間連結会計期間末比8億円増加し22億円となりました。

当中間連結会計期間において財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末残高より8億円増加し、220億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比 8 億63百万円の減少して112億88百万円となりました。役務取引等収支は前中間連結会計期間比 1 億77百万円減少して11億68百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比 1 億31百万円減少して△10億23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	12,158	△6	—	12,151
	当中間連結会計期間	11,242	45	—	11,288
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	14,393	1	0	14,393
	当中間連結会計期間	13,517	184	0	13,702
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,234	7	0	2,241
	当中間連結会計期間	2,275	138	0	2,414
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,337	7	—	1,345
	当中間連結会計期間	1,160	8	—	1,168
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,531	11	—	2,542
	当中間連結会計期間	2,354	11	—	2,366
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,194	3	—	1,197
	当中間連結会計期間	1,193	3	—	1,197
その他業務収支	前中間連結会計期間	△911	19	—	△892
	当中間連結会計期間	△1,212	188	—	△1,023
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	274	19	—	293
	当中間連結会計期間	507	188	—	695
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,185	—	—	1,185
	当中間連結会計期間	1,719	—	—	1,719

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額(△)は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定は、平均残高が国内業務部門での貸出金の減少を主因に前中間連結会計期間比553億42百万円減少して1兆1,705億94百万円となりました。利息は貸出金利息の減少を主因に前中間連結会計期間末比6億91百万円減少して137億2百万円、利回りは前中間連結会計期間末比0.01%低下して2.33%となりました。

資金調達勘定は、平均残高が国内業務部門での預金の減少を主因に前中間連結会計期間比455億70百万円減少して1兆1,971億42百万円となりました。利息は預金利息の増加を主因に前中間連結会計期間比1億73百万円の増加して24億14百万円、利回りは前中間連結期間比0.05%増加して、0.40%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,225,609	14,393	2.34
	当中間連結会計期間	1,161,987	13,517	2.32
うち貸出金	前中間連結会計期間	950,737	13,108	2.75
	当中間連結会計期間	922,960	12,328	2.66
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	0	0	0.01
	当中間連結会計期間	1	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	235,306	1,144	0.97
	当中間連結会計期間	230,595	1,162	1.00
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	37,393	102	0.54
	当中間連結会計期間	7,674	17	0.46
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,293	1	0.18
	当中間連結会計期間	671	0	0.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,242,347	2,234	0.35
	当中間連結会計期間	1,188,496	2,275	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	1,171,473	1,837	0.31
	当中間連結会計期間	1,107,080	1,854	0.33
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	15,240	60	0.79
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	10	0	0.50
	当中間連結会計期間	3,241	9	0.59
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	32,166	96	0.59
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	19,749	173	1.75
	当中間連結会計期間	10,000	143	2.85

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	510	1	0.43
	当中間連結会計期間	8,627	184	4.27
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	7,780	184	4.72
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	548	7	2.82
	当中間連結会計期間	8,666	138	3.19
うち預金	前中間連結会計期間	356	7	4.09
	当中間連結会計期間	8,638	138	3.20
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	2	0	5.20
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,226,120	184	1,225,936	14,393	0	14,393	2.34
	当中間連結会計期間	1,170,614	20	1,170,594	13,702	0	13,702	2.33
うち貸出金	前中間連結会計期間	950,737		950,737	13,108		13,108	2.75
	当中間連結会計期間	922,960		922,960	12,328		12,328	2.66
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	0		0	0		0	0.01
	当中間連結会計期間	1		1				
うち有価証券	前中間連結会計期間	235,306		235,306	1,144		1,144	0.97
	当中間連結会計期間	230,595		230,595	1,162		1,162	1.00
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	37,393		37,393	102		102	0.54
	当中間連結会計期間	15,455		15,455	202		202	2.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	1,293		1,293	1		1	0.18
	当中間連結会計期間	671		671	0		0	0.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,242,896	184	1,242,712	2,241	0	2,241	0.35
	当中間連結会計期間	1,197,163	20	1,197,142	2,414	0	2,414	0.40
うち預金	前中間連結会計期間	1,171,830		1,171,830	1,845		1,845	0.31
	当中間連結会計期間	1,115,718		1,115,718	1,992		1,992	0.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	15,240		15,240	60		60	0.79
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー及 び売渡手形	前中間連結会計期間	13		13	0		0	1.33
	当中間連結会計期間	3,241		3,241	9		9	0.59
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	32,116		32,116	96		96	0.59
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	19,749		19,749	173		173	1.75
	当中間連結会計期間	10,000		10,000	143		143	2.85

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比1億76百万円減少して、23億66百万円となりました。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間比横ばいで、11億97百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,531	11		2,542
	当中間連結会計期間	2,354	11		2,366
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	556			556
	当中間連結会計期間	521			521
うち為替業務	前中間連結会計期間	648	10		658
	当中間連結会計期間	616	11		627
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間	57			57
うち代理業務	前中間連結会計期間	326			326
	当中間連結会計期間	326			326
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	11			11
	当中間連結会計期間	11			11
うち保証業務	前中間連結会計期間	17	0		17
	当中間連結会計期間	26	0		26
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,194	3		1,197
	当中間連結会計期間	1,193	3		1,197
うち為替業務	前中間連結会計期間	115	3		119
	当中間連結会計期間	120	3		123

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,178,782	381		1,179,164
	当中間連結会計期間	1,095,303	9,438		1,104,741
うち流動性預金	前中間連結会計期間	402,122	59		402,182
	当中間連結会計期間	391,068	136		391,205
うち定期性預金	前中間連結会計期間	768,650	322		768,972
	当中間連結会計期間	691,086	9,302		700,389
うちその他	前中間連結会計期間	8,009			8,009
	当中間連結会計期間	13,147			13,147
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,178,782	381		1,179,164
	当中間連結会計期間	1,095,303	9,438		1,104,741

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	954,839	100.00	920,225	100.00
製造業	58,788	6.16	58,162	6.32
農業	5,614	0.59	5,611	0.61
林業	242	0.02	195	0.02
漁業	3,524	0.37	3,345	0.36
鉱業	2,666	0.28	2,165	0.24
建設業	63,304	6.63	48,311	5.25
電気・ガス・熱供給・水道業	3,664	0.38	3,356	0.37
情報通信業	1,970	0.21	2,179	0.24
運輸業	15,493	1.62	15,472	1.68
卸売・小売業	94,794	9.93	91,566	9.95
金融・保険業	47,640	4.99	36,780	4.00
不動産業	138,199	14.47	130,517	14.18
各種サービス業	203,087	21.27	186,846	20.30
地方公共団体	23,861	2.50	33,196	3.61
その他	291,986	30.58	302,520	32.87
国際業務部門				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	954,839		920,225	

(注) 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	143,710			143,710
	当中間連結会計期間	153,910			153,910
地方債	前中間連結会計期間	687			687
	当中間連結会計期間	99			99
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
社債	前中間連結会計期間	64,091			64,091
	当中間連結会計期間	60,918			60,918
株式	前中間連結会計期間	20,357			20,357
	当中間連結会計期間	11,015			11,015
その他の証券	前中間連結会計期間	224			224
	当中間連結会計期間	201			201
合計	前中間連結会計期間	229,072			229,072
	当中間連結会計期間	226,144			226,144

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	12,822	11,982	840
経費(除く臨時処理分)	9,143	8,142	1,001
人件費	4,591	4,038	553
物件費	4,086	3,789	297
税金	465	314	151
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	3,679	3,840	161
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,679	3,840	161
一般貸倒引当金繰入額	199	643	444
業務純益	3,878	4,483	605
うち債券関係損益	8	279	271
臨時損益	5,077	2,164	2,913
株式関係損益	708	282	990
不良債権処理損失	3,672	2,021	1,651
貸出金償却	1		1
個別貸倒引当金繰入額	2,884	2,021	863
その他の債権売却損等	786		786
その他臨時損益	696	426	270
経常利益	1,198	2,318	3,516
特別損益	62	133	195
うち固定資産処分損益	8	33	25
税引前中間純利益	1,135	2,184	3,319
法人税、住民税及び事業税	11	9	2
法人税等調整額	812	4	816
中間純利益	1,959	2,179	4,138

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.40	2.43	0.03
(イ) 貸出金利回	2.72	2.66	△0.06
(ロ) 有価証券利回	1.38	1.57	0.19
(2) 資金調達原価	1.89	1.81	△0.08
(イ) 預金等利回	0.31	0.33	0.02
(ロ) 外部負債利回	1.74	2.29	0.55
(3) 総資金利鞘	0.51	0.62	0.11

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	89.90	138.63	48.73
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	89.90	138.63	48.73
業務純益ベース	94.78	161.85	67.07
中間純利益ベース	△47.87	78.68	126.55

(注) 算式 $\frac{\text{(実質)業務純益または中間純利益}}{\text{(期首純資産 + 中間期末純資産)} \div 2} \times 365 \div 183$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,179,651	1,105,205	△74,446
預金(平残)	1,172,378	1,116,196	△56,182
貸出金(末残)	956,059	921,222	△34,837
貸出金(平残)	952,248	923,921	△28,327

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	889,783	857,704	△32,079
法人	289,867	247,501	△42,366
合計	1,179,651	1,105,205	△74,446

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	241,854	255,067	13,213
住宅ローン残高	217,629	234,880	17,251
その他ローン残高	24,224	20,187	△4,037

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	862,344	821,068	△41,276
総貸出金残高	百万円	956,059	921,222	△34,837
中小企業等貸出金比率	／ %	90.20	89.13	△1.07
中小企業等貸出先件数	件	79,409	74,802	△4,607
総貸出先件数	件	79,537	74,926	△4,611
中小企業等貸出先件数比率	／ %	99.84	99.83	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	11	18	6	17
保証	2,372	13,767	1,994	10,591
計	2,383	13,785	2,000	10,608

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,730	2,802
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	2,802
	利益剰余金	△1,079	2,529
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,080	2,228
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	25,014	25,001
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	25,000	25,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	378	252
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記 各項目の合計額）	31,205	30,654
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	31,205	30,654
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,326	1,314
	一般貸倒引当金	13,672	12,751
	負債性資本調達手段等	20,000	20,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	20,000
計	34,998	34,065	
うち自己資本への算入額 (B)	22,219	21,626	
控除項目	控除項目(注4) (C)	390	98
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	53,034	52,182
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	777,240	741,549
	オフ・バランス取引等項目	14,864	12,128
	信用リスク・アセットの額 (E)	792,105	753,678
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	54,339	43,793
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,347	3,503
	計 (E)+(F) (H)	846,444	797,471
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		6.26	6.54
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		3.68	3.84

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,730	2,802
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	2,802
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	△1,776	2,199
	その他	25,000	25,000
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,080	2,228
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	378	252
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	30,494	30,322
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	30,494	30,322
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,326	1,314
	一般貸倒引当金	13,724	12,792
	負債性資本調達手段等	20,000	20,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	20,000
	計	35,051	34,106
うち自己資本への算入額 (B)	21,865	21,461	
控除項目	控除項目(注4) (C)	390	98
自己資本額 (D)	(A)+(B)-(C)	51,970	51,685
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	777,019	741,560
	オフ・バランス取引等項目	14,864	12,127
	信用リスク・アセットの額 (E)	791,884	753,687
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	54,867	43,886
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,389	3,510
	計 (E)+(F) (H)	846,751	797,573
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		6.13	6.48
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		3.60	3.80

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

()優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還に関する事項	定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上または資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当に関する事項	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。
発行総額	250億円(1口あたり1,000,000,000円)
払込日	平成18年9月21日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回支払配当日は平成19年1月25日)該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと。 (2) 分配制限に服すること。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと。
残余財産分配請求額	1口あたり1,000,000,000円

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,939	9,578
危険債権	18,237	20,028
要管理債権	21,941	20,928
正常債権	921,888	887,176

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

金融界では、規制緩和の一層の進展や郵貯民営化等も相俟って、業態を越えた競争がさらに激化するなか顧客サービスの多様化や経済のグローバル化により「貯蓄から投資へ」の流れが加速し、より高度で良質な金融商品・サービスの提供とともに、法規則の改正等により、顧客保護態勢や内部統制の一層の強化が求められています。

当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の一員として「あなたのいちばんに。」のグループスローガンのもと、地元での取引シェアの拡大を中心に、最も効果的・効率的な「攻めの経営」を行っていくと共に、リスク管理態勢・内部管理態勢および業務運営態勢の高度化による「規律ある経営」を行ってまいります。

また、収益力および財務体質の一層な強化やさらなる経営の効率化に努め、“地域の皆さまに良質な金融サービスを提供し、地域社会の発展に貢献する”という地域金融機関の使命を果たすとともに、企業価値の向上に向けて役職員一同努力してまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 新設

該当事項ありません。

(2) 売却

会社名	店舗名その他	所在地	事業（部門）の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	新屋敷社宅	熊本市	銀行業務	社宅	27	平成20年12月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	378,000,000
計	378,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,581,882	295,581,882	—	—
計	295,581,882	295,581,882	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年8月25日(注)	—	295,581	△12,178,717	2,802,046	△3,447,953	2,802,046

(注) 資本金および資本準備金の減少は、平成20年3月末における繰越欠損を一掃するため、当行第16期平成20年6月27日開催の定時株主総会における資本金および資本準備金減少決議に基づく減少であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ふくおかフィナンシャル グループ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	295,581	100
計	—	295,581	100

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
完全議決権株式(その他)	普通株式 295,581,000	295,581	(注)
単元未満株式	普通株式 882	—	(注)
発行済株式総数	295,581,882	—	—
総株主の議決権	—	295,581	—

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

【自己株式等】

該当事項ありません。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項ありません。

(2) 退任役員

該当事項ありません。

(3) 役職の異動

該当事項ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則、銀行法施行規則及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令第65号)附則第12条第3項に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則、銀行法施行規則及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令第65号)附則第11条第3項に基づき作成しております。

- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表については、新日本監査法人の監査証明を受け、また、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 21,570	8 22,795	8 25,230
コールローン及び買入手形	13,500	27,202	6,882
買入金銭債権	113	60	75
有価証券	1, 8, 15 229,072	1, 8, 15 226,144	1, 8, 15 227,029
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 954,839	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 920,225	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 925,203
外国為替	7 510	7 633	7 613
その他資産	8 7,430	8 15,479	8 8,083
有形固定資産	10, 11, 12 18,890	10, 11 19,369	10, 11, 12 19,024
無形固定資産	572	2,878	1,297
繰延税金資産	26,396	21,970	21,887
支払承諾見返	15 13,785	15 10,609	15 12,329
貸倒引当金	6 23,042	6 22,474	6 26,830
資産の部合計	1,263,639	1,244,895	1,220,826
負債の部			
預金	1,179,164	1,104,741	1,120,602
コールマネー及び売渡手形	-	-	8 10,000
債券貸借取引受入担保金	-	8 55,078	8 17,358
借入金	13 10,000	13 10,000	13 10,000
外国為替	7	11	6
社債	14 10,000	14 10,000	14 10,000
その他負債	9,766	20,434	7,839
退職給付引当金	6,201	5	24
睡眠預金払戻損失引当金	163	184	187
その他の偶発損失引当金	17	0	1
再評価に係る繰延税金負債	10 2,113	10 2,103	10 2,107
支払承諾	15 13,785	15 10,609	15 12,329
負債の部合計	1,231,220	1,213,170	1,190,457
純資産の部			
資本金	8,730	2,802	14,980
資本剰余金	-	2,802	6,249
利益剰余金	1,079	2,529	14,929
株主資本合計	7,651	8,133	6,301
その他有価証券評価差額金	1,080	2,228	1,758
土地再評価差額金	10 833	10 818	10 824
評価・換算差額等合計	246	1,410	933
少数株主持分	25,014	25,001	25,002
純資産の部合計	32,418	31,724	30,369
負債及び純資産の部合計	1,263,639	1,244,895	1,220,826

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	17,484	17,702	34,936
資金運用収益	14,393	13,702	28,407
(うち貸出金利息)	13,108	12,328	25,989
(うち有価証券利息配当金)	1,144	1,162	2,221
役務取引等収益	2,542	2,366	5,047
その他業務収益	293	695	590
その他経常収益	253	937	891
経常費用	18,747	15,647	45,143
資金調達費用	2,241	2,414	4,558
(うち預金利息)	1,845	1,992	3,814
役務取引等費用	1,197	1,197	2,418
その他業務費用	1,185	1,719	1,333
営業経費	9,380	8,565	18,292
その他経常費用	※1 4,741	※1 1,750	※1 18,542
経常利益又は経常損失(△)	△1,263	2,054	△10,207
特別利益	73	129	111
固定資産処分益	0	22	0
償却債権取立益	3	105	15
その他の特別利益	69	1	※3 95
特別損失	8	434	584
固定資産処分損	8	55	236
減損損失	—	※2 113	※2 80
その他の特別損失	—	※4 264	※4 267
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,198	1,749	△10,680
法人税、住民税及び事業税	21	10	30
法人税等調整額	789	△86	5,169
法人税等合計		△76	
少数株主損失(△)	△18	△0	△30
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,990	1,826	△15,850

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	34,262	14,980	34,262
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	6,249
減資	△25,531	△12,178	△25,531
当中間期変動額合計	△25,531	△12,178	△19,281
当中間期末残高	8,730	2,802	14,980
資本剰余金			
前期末残高	23,164	6,249	23,164
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	6,249
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
当中間期変動額合計	△23,164	△3,447	△16,914
当中間期末残高	—	2,802	6,249
利益剰余金			
前期末残高	△47,784	△14,929	△47,784
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,990	1,826	△15,850
欠損填補	48,695	15,626	48,695
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
当中間期変動額合計	46,704	17,458	32,854
当中間期末残高	△1,079	2,529	△14,929
自己株式			
前期末残高	△121	—	△121
当中間期変動額			
自己株式の処分	121	—	121
当中間期変動額合計	121	—	121
当中間期末残高	—	—	—
株主資本合計			
前期末残高	9,521	6,301	9,521
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	12,499
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,990	1,826	△15,850
自己株式の処分	121	—	121
欠損填補	48,695	15,626	48,695
減資	△25,531	△12,178	△25,531
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
当中間期変動額合計	△1,869	1,832	△3,220
当中間期末残高	7,651	8,133	6,301

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	357	△1,758	357
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,437	△470	△2,115
当中間期変動額合計	△1,437	△470	△2,115
当中間期末残高	△1,080	△2,228	△1,758
土地再評価差額金			
前期末残高	833	824	833
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△6	△9
当中間期変動額合計	—	△6	△9
当中間期末残高	833	818	824
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,190	△933	1,190
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,437	△476	△2,124
当中間期変動額合計	△1,437	△476	△2,124
当中間期末残高	△246	△1,410	△933
少数株主持分			
前期末残高	25,032	25,002	25,032
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△18	△0	△30
当中間期変動額合計	△18	△0	△30
当中間期末残高	25,014	25,001	25,002
純資産合計			
前期末残高	35,744	30,369	35,744
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	12,499
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,990	1,826	△15,850
自己株式の処分	121	—	121
欠損填補	48,695	15,626	48,695
減資	△25,531	△12,178	△25,531
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,455	△476	△2,154
当中間期変動額合計	△3,325	1,355	△5,374
当中間期末残高	32,418	31,724	30,369

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△1,198	1,749	△10,680
減価償却費	430	480	876
減損損失	—	113	80
貸倒引当金の増減 (△)	△5,920	1,172	△14,044
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△519	—	△519
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	26	△18	△6,150
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	163	△3	187
その他の偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△41	△0	△57
資金運用収益	△14,393	△13,702	△28,407
資金調達費用	2,241	2,414	4,558
有価証券関係損益 (△)	699	△563	2,119
退職給付信託設定損益 (△は益)	—	—	△95
為替差損益 (△は益)	△22	1	△164
固定資産処分損益 (△は益)	8	33	236
貸出金の純増 (△) 減	26,156	△551	67,702
預金の純増減 (△)	2,209	△15,861	△56,351
譲渡性預金の純増減 (△)	△16,000	—	△16,000
借入金の純増減 (△)	△35,800	—	△35,800
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	355	△117	129
コールローン等の純増 (△) 減	△13,477	△20,305	△6,821
コールマネー等の純増減 (△)	—	△10,000	10,000
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	37,720	17,358
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△69	△19	△173
外国為替 (負債) の純増減 (△)	5	5	4
資金運用による収入	14,412	14,122	28,308
資金調達による支出	△1,830	△2,575	△7,373
その他	△69	1,125	2,674
小計	△42,632	△4,779	△48,403
法人税等の支払額	△25	△29	△25
営業活動によるキャッシュ・フロー	△42,658	△4,808	△48,428
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△8,459	△54,492	△28,633
有価証券の売却による収入	630	45,332	2,627
有価証券の償還による収入	9,758	13,719	26,204
有形固定資産の取得による支出	△427	△635	△1,147
無形固定資産の取得による支出	△82	△1,724	△947
有形固定資産の売却による収入	0	60	11
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	—	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,420	2,259	△1,874

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	—	—	12,499
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	12,499
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	△1	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△41,235	△2,551	△37,802
現金及び現金同等物の期首残高	62,365	24,562	62,365
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 21,129	※1 22,010	※1 24,562

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況2.事業の内容」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況2.事業の内容」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 5社 連結子会社名は、「第1企業の概況4関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、株式会社熊本総合ファイナンスは、前連結会計年度に清算終了したことにより、当連結会計年度より連結除外しております。 また、株式会社熊本カードは平成19年12月に保有する全株式を売却しており、平成19年4月より平成19年12月までの損益のみ連結しております。 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社 該当ありません。	持分法適用会社 同 左	持分法適用会社 同 左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 各連結子会社について、それぞれの間接決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の間接決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。 6月末日 1社 9月末日 4社 (2) 同 左	(1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。 12月末日 1社 3月末日 4社 (2) 各連結子会社について、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の間接決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 開示対象特別目的会社に関する事項	——	該当ありません。	——
5 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ21百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、この変更により経常損失及び税金等調整前当期純損失は従来の方法によった場合に比べ38百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産 同 左</p> <p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法 的・形式的に経営破綻の 事実が発生している債務 者(以下「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債 務者(以下「実質破綻 先」という。)に係る債 権については、以下のな お書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」と いう。)に係る債権につ いては、債権額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と 認める額を計上しており ます。破綻懸念先及び貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキ ャッシュ・フローを合理 的に見積もることができる 債権については、当該 キャッシュ・フローを貸 出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法 的・形式的に経営破綻の 事実が発生している債務 者(以下「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債 務者(以下「実質破綻 先」という。)に係る債 権については、以下のな お書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」と いう。)に係る債権につ いては、債権額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と 認める額を計上しており ます。破綻懸念先及び貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキ ャッシュ・フローを合理 的に見積もることができる 債権については、当該 キャッシュ・フローを貸 出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法 的・形式的に経営破綻の 事実が発生している債務 者(以下「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債 務者(以下「実質破綻 先」という。)に係る債 権については、以下のな お書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」と いう。)に係る債権につ いては、債権額から、担 保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込 額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と 認める額を計上しており ます。破綻懸念先及び貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキ ャッシュ・フローを合理 的に見積もることができる 債権については、当該 キャッシュ・フローを貸 出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,084百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,701百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,172百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 ——</p> <p>(追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間連結会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてではなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。</p>	<p>——</p> <p>——</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 ——</p> <p>(追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当連結会計年度より、連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当連結会計年度に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しており、その金額は502百万円であります。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年～13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年～13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年～13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年～13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当中間連結会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間連結会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は163百万円増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失は163百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>———</p>	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当連結会計年度から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当連結会計年度から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は187百万円増加し、経常損失、税金等調整前当期純損失は187百万円それぞれ増加しております。</p>
	<p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改定され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。この変更により、税金等調整前中間純利益は158百万円減少しております。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は249百万円、「その他負債」中のリース債務は264百万円増加しております。またこれによる中間連結損益計算書に与える影響は、軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改定され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,712百万円、延滞債権額は25,802百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,753百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,342百万円、延滞債権額は26,597百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,857百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,142百万円、延滞債権額は29,464百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,282百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,269百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は8,588百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額12,400百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,555百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金6百万円及び有価証券72,272百万円を差入れております。 なお、その他資産のうち保証金は10百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,805百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は6,074百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,546百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額9,621百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,481百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 55,000百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 55,078百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金4百万円及び有価証券50,021百万円を差入れております。 なお、その他資産のうち保証金は9百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、52,889百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は7,172百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,662百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額10,835百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,514百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産 有価証券 29,636百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー 10,000百万円 債券貸借取引受入担保金 17,358百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金5百万円及び有価証券65,867百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は8百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,987百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が207,495百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、200,538百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が197,584百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、205,098百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が201,887百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,846百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 14,486百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円であります。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。</p> <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 一百万円 差引額 50,000百万円</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,858百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,353百万円</p> <p>※13 同 左</p> <p>※14 同 左</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,930百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,822百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,232百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 同 左</p> <p>※14 同 左</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,500百万円であります。</p> <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 一百万円 差引額 50,000百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																								
<p>※1 その他経常費用には、株式等償却752百万円、貸倒引当金繰入額2,772百万円及び債権売却に伴う損失786百万円を含んでおります。</p> <p>————</p>	<p>※1 その他経常費用には、株式等償却347百万円、貸倒引当金繰入額1,385百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(113百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="587 813 994 1104"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本県内</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産-物件</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5物件</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本県外</td> <td>営業用店舗-ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産-物件</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 1物件</td> <td>11百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> <p>————</p> <p>————</p> <p>※4 その他の特別損失は、事業組合システムバンキング九州共同センター脱退に伴う損失106百万円及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴うその他資産(商品土地)の評価損失158百万円であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本県内	営業用店舗1ヶ店	土地建物等	19百万円	賃貸用不動産-物件	-百万円	遊休資産 5物件	83百万円	熊本県外	営業用店舗-ヶ店	土地建物等	-百万円	賃貸用不動産-物件	-百万円	遊休資産 1物件	11百万円	<p>※1 その他経常費用には、債権売却に伴う損失5,627百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(80百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1010 813 1417 1104"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本県内</td> <td>営業用店舗2ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産-物件</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産-物件</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本県外</td> <td>営業用店舗-ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産-物件</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 1物件</td> <td>20百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> <p>※3 その他の特別利益は、退職給付信託設定益95百万円であります。</p> <p>※4 その他の特別損失は、事業組合システムバンキング九州共同センター脱退に伴う損失267百万円であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本県内	営業用店舗2ヶ店	土地建物等	59百万円	賃貸用不動産-物件	-百万円	遊休資産-物件	-百万円	熊本県外	営業用店舗-ヶ店	土地建物等	-百万円	賃貸用不動産-物件	-百万円	遊休資産 1物件	20百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本県内	営業用店舗1ヶ店	土地建物等	19百万円																																							
	賃貸用不動産-物件		-百万円																																							
	遊休資産 5物件		83百万円																																							
熊本県外	営業用店舗-ヶ店	土地建物等	-百万円																																							
	賃貸用不動産-物件		-百万円																																							
	遊休資産 1物件		11百万円																																							
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本県内	営業用店舗2ヶ店	土地建物等	59百万円																																							
	賃貸用不動産-物件		-百万円																																							
	遊休資産-物件		-百万円																																							
熊本県外	営業用店舗-ヶ店	土地建物等	-百万円																																							
	賃貸用不動産-物件		-百万円																																							
	遊休資産 1物件		20百万円																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	123,516	123,427	—	246,943	(注)1
第一回第一種優先株式	18,742	—	18,742	—	(注)2
第一回第二種優先株式	40,000	—	40,000	—	(注)3
合計	182,258	123,427	58,742	246,943	
自己株式					
普通株式	366	—	366	—	(注)4
第一回第一種優先株式	—	18,742	18,742	—	
第一回第二種優先株式	—	40,000	40,000	—	
合計	366	58,742	59,108	—	

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加123,427千株は、第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式の取得請求に伴い普通株式を交付したことによるものです。
- 2 第一回第一種優先株式は、取得請求に伴い平成19年9月21日に自己株式となったことにより18,742千株減少しております。なお、本自己株式は同日消却しております。
- 3 第一回第二種優先株式は、取得請求に伴い平成19年9月21日に自己株式となったことにより40,000千株減少しております。なお、本自己株式は同日消却しております。
- 4 普通株式の自己株式は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことにより366千株減少しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	295,581	—	—	295,581	
合計	295,581	—	—	295,581	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結期間中の配当金支払額

該当事項ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	123,516	172,065	—	295,581	(注) 1、2
第一回第一種優先株式	18,742	—	18,742	—	(注) 4
第一回第二種優先株式	40,000	—	40,000	—	(注) 4
合計	182,258	172,065	58,742	295,581	
自己株式					
普通株式	366	—	366	—	(注) 3
第一回第一種優先株式	—	18,742	18,742	—	(注) 4
第一回第二種優先株式	—	40,000	40,000	—	(注) 4
合計	366	58,742	59,108	—	

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加172,065千株のうち123,427千株は、第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式の取得請求に伴い普通株式を交付したことによるものであります。
- 2 普通株式の発行済株式の増加172,065千株のうち48,638千株は、株主割当による新株の発行を行ったことによるものです。
- 3 普通株式の自己株式の減少は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことによるものであります。
- 4 平成19年9月21日、すべての優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、第一回第一種優先株式18,742千株、第一回第二種優先株式40,000千株を自己株式として取得しました。なお、同自己株式は同日消却しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 21,570 普通預け金 △401 その他の預け金 △40 現金及び現金同等物 21,129	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 22,795 普通預け金 △239 その他の預け金 △545 現金及び現金同等物 22,010	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 25,230 普通預け金 △630 その他の預け金 △37 現金及び現金同等物 24,562

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																
	<p>・ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>・有形固定資産 主として営業店ネットワーク構築機器であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																	
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,319百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,319百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>980百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>980百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>320百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>320百万円</td></tr> </table>	動産	1,319百万円	その他	一百万円	合計	1,319百万円	動産	980百万円	その他	一百万円	合計	980百万円	動産	18百万円	その他	一百万円	合計	18百万円	動産	320百万円	その他	一百万円	合計	320百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,774百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,774百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>758百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>758百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,005百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,005百万円</td></tr> </table>	有形固定資産	1,774百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	1,774百万円	有形固定資産	758百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	758百万円	有形固定資産	11百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	11百万円	有形固定資産	1,005百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	1,005百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,065百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,065百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>878百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>878百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,172百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,172百万円</td></tr> </table>	動産	2,065百万円	その他	一百万円	合計	2,065百万円	動産	878百万円	その他	一百万円	合計	878百万円	動産	14百万円	その他	一百万円	合計	14百万円	動産	1,172百万円	その他	一百万円	合計	1,172百万円
動産	1,319百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	1,319百万円																																																																																	
動産	980百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	980百万円																																																																																	
動産	18百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	18百万円																																																																																	
動産	320百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	320百万円																																																																																	
有形固定資産	1,774百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	1,774百万円																																																																																	
有形固定資産	758百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	758百万円																																																																																	
有形固定資産	11百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	11百万円																																																																																	
有形固定資産	1,005百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	1,005百万円																																																																																	
動産	2,065百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	2,065百万円																																																																																	
動産	878百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	878百万円																																																																																	
動産	14百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	14百万円																																																																																	
動産	1,172百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	1,172百万円																																																																																	
<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>216百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>152百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>368百万円</td></tr> </table>	1年内	216百万円	1年超	152百万円	合計	368百万円	<p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>790百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,012百万円</td></tr> </table>	1年内	221百万円	1年超	790百万円	合計	1,012百万円	<p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>278百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>913百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,191百万円</td></tr> </table>	1年内	278百万円	1年超	913百万円	合計	1,191百万円																																																														
1年内	216百万円																																																																																	
1年超	152百万円																																																																																	
合計	368百万円																																																																																	
1年内	221百万円																																																																																	
1年超	790百万円																																																																																	
合計	1,012百万円																																																																																	
1年内	278百万円																																																																																	
1年超	913百万円																																																																																	
合計	1,191百万円																																																																																	
<p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高</p> <p>7百万円</p>	<p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高</p> <p>1百万円</p>	<p>・リース資産減損勘定の年度末残高</p> <p>5百万円</p>																																																																																

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>113百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	130百万円	リース資産減損勘定の取崩額	2百万円	減価償却費相当額	113百万円	支払利息相当額	10百万円	減損損失	一百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>142百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	159百万円	リース資産減損勘定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	142百万円	支払利息相当額	19百万円	減損損失	一百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>264百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>228百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	264百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4万円	減価償却費相当額	228百万円	支払利息相当額	21百万円	減損損失	一百万円
支払リース料	130百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円																															
減価償却費相当額	113百万円																															
支払利息相当額	10百万円																															
減損損失	一百万円																															
支払リース料	159百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円																															
減価償却費相当額	142百万円																															
支払利息相当額	19百万円																															
減損損失	一百万円																															
支払リース料	264百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	4万円																															
減価償却費相当額	228百万円																															
支払利息相当額	21百万円																															
減損損失	一百万円																															
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 																														
<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 																														

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	18,922	18,818	△104
債券	208,523	207,540	△982
国債	144,555	143,710	△844
地方債	686	687	1
社債	63,281	63,141	△139
その他	92	99	6
合計	227,538	226,458	△1,080

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当中間連結会計期間において減損処理した株式および受益証券の金額は752百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

 中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した株式

市場価格のない株式

 実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した株式

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非公募債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,539
社債	950
その他の証券	124
買入金銭債権	113

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	12,473	9,610	△2,863
債券	209,361	209,998	636
国債	153,275	153,910	635
地方債	99	99	△0
社債	55,986	55,988	1
その他	82	81	△1
合計	221,917	219,689	△2,228

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。その結果、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が1,952百万円増加、その他有価証券評価差額金が1,952百万円増加しております。

2 その他有価証券で時価(市場価格又は合理的に算定された価額)のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結期における減損処理額は、347百万円(うち株式347百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

従来は、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得価額の30%以上下落した銘柄については、全て当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を損失として減損処理しておりましたが、平成20年4月より減損判定基準を金融環境の変化等を踏まえ、上記基準に変更しております。この変更による有価証券の減損額への影響は、当中間連結会計期間では1,321百万円減少しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
事業債	4,930
非上場株式	1,405
投資事業有限責任組合等	119

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	14,301	12,109	△2,191	242	2,433
債券	210,310	210,741	430	1,582	1,151
国債	144,936	144,970	34	1,057	1,023
地方債	823	851	27	28	0
社債	64,549	64,919	369	496	127
その他	86	88	2	2	—
合計	224,697	222,939	△1,758	1,826	3,584

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律減損処理を行っております。なお、当連結会計年度において減損処理した株式の金額は2,595百万円であります。

4 前連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項ありません。

5 前連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	1,952	590	154

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募債券	2,500
非上場株式	1,463
その他の証券	126

7 保有目的を変更した有価証券

該当事項ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	35,859	131,506	30,200	15,674
国債	13,509	97,767	18,019	15,674
地方債	—	201	649	—
社債	22,350	33,537	11,531	—
その他	—	126	88	—
合計	35,859	131,632	30,289	15,674

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当事項ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当事項ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当事項ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)
該当事項ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,080
その他有価証券	△1,080
その他の金銭の信託	—
繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,080
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,080

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,228
その他有価証券	△2,228
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△2,228
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,228

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,758
その他有価証券	△1,758
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,758
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,758

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	3,600	—	—
	受取固定・支払変動	1,800	2	△ 3
	受取変動・支払固定	1,800	△ 2	3
	受取変動・支払変動	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	5,298	16	16
	為替予約	55	0	0
	売建	22	0	0
	買建	33	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	16	16

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定基準

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

契約額等の当中間連結会計期間末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	4,000	△533	△533
	合計	—	△533	△533

(注) 1 時価の算定方法

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	9,280	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	43,975	100	98
	為替予約	829	8	8
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	108	107

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	5,000	△1,487	△1,487
	合計	—	△1,487	△1,487

(注) 1 時価の算定方法

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、通貨スワップ取引であります。

(2) 取組方針および利用目的

当行は、顧客の為替取引に係るリスクヘッジニーズに対応するため為替予約取引、通貨スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しており、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とする資産・負債の総合管理(いわゆるALM)に活用するために金利スワップ取引を利用しております。

なおデリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

金利リスク・ヘッジ

金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジの方法によっております。ヘッジ対象は預金、貸出金等、ヘッジ手段は金利スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

為替変動リスク・ヘッジ

為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場性リスクにつきましては、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、債券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクについては、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であり、相手方の契約不履行によるリスクは殆どないものと考えております。

(4) リスク管理体制

当行が利用しているデリバティブ取引は、社内規定に基づき行っております。規定には、デリバティブ取引の利用範囲、権限、限度枠等および報告体制に関するルールが定められており、各種リスク状況はリスク管理部で管理し、毎月の取締役会、ALM委員会等において報告いたしております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	7,260	4,060	—	—
	受取固定・支払変動	3,630	2,030	△10	△10
	受取変動・支払固定	3,630	2,030	10	10
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引の現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	32,452	32,452	77	76
	為替予約	893	—	3	3
	売建	9	—	0	0
	買建	883	—	3	3
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
		合計	—	—	81

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

契約額等の当連結会計年度末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	4,000	△354	△354
	合計	—	△354	△354

(注) 1 時価の算定方法

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

3 複合金融商品のうち、時価評価対象商品を表示しております。

4 上記取引については、時価評価を行い評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項ありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）並びに前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

また、全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）並びに前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	29.98	22.74	18.15
1株当たり中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり中間(当期)純損失金額)	円	△15.28	6.17	△79.42
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (△は1株当たり中間(当期) 純損失金額)				
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△1,990	1,826	△15,850
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	—
うち中間(当期)優先配当額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	△1,990	1,826	△15,850
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	130,258	295,581	199,568

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	32,418	31,724	30,369
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	25,014	25,001	25,002
うち新株予約権	百万円	—	—	—
うち少数株主持分	百万円	25,014	25,001	25,002
うち優先株式に係る当中 間連結会計期間末(当連 結会計年度末)の純資産 額	百万円	—	—	—
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産額	百万円	7,404	6,723	5,367
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	246,943	295,581	295,581

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)</p>
		<p>1 欠損の填補のための資本の減少 当行は、平成20年 5月 26日開催の取締役会において、減資および準備金減少ならびにその他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えに関する議案について、平成20年 6月 27日開催の定時株主総会での承認を条件として、下記のとおり決定いたしました。</p> <p>(1) 資本の減少 目的 平成20年 3月 期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。 減少する資本金の額 資 本 金 14,980,764,164 円 を 12,178,717,239 円 減 少 し て 2,802,046,925円とする。 資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 その他資本剰余金に振り替える金額 12,178,717,239円 資本減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年 6月 27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年 7月 31日(予定) c 効力発生日 平成20年 8月 25日(予定)</p> <p>(2) 準備金の減少 目的 平成20年 3月 期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。 減少する準備金の額 資本準備金の額6,249,999,962円を 3,447,953,036 円 減 少 し て 2,802,046,926円とする。 その他資本剰余金に振り替える金額 3,447,953,036円 資本準備金減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年 6月 27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年 7月 31日(予定) c 効力発生日 平成20年 8月 25日(予定)</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(3)その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替え</p> <p>目的 平成20年3月期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの額 減資および資本準備金の減少に伴い、その他資本剰余金に振り替えた額15,626,670,275円を繰越利益剰余金へ振り替える。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p>
—	<p>当行、株式会社福岡銀行(以下「福岡銀行」)および株式会社親和銀行(以下「親和銀行」)は、平成20年11月14日開催の各行取締役会において、当行および親和銀行が両行の事業再生事業および不良債権関連事業を会社分割により福岡銀行へ承継させることを協議する基本合意書を締結することについて決議し、同日分割当事会社間で基本合意書を締結いたしました。</p>	—

(2) 【その他】

該当事項ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 21,494	8 22,762	8 25,214
コールローン及び買入手形	13,500	27,202	6,882
買入金銭債権	113	60	75
有価証券	1, 8, 15 229,877	1, 8, 15 226,897	1, 8, 15 227,782
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 956,059	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 921,222	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 926,237
外国為替	7 510	7 633	7 613
その他資産	8 6,592	8 15,664	8 7,904
有形固定資産	10, 11, 12 17,501	10, 11 18,042	10, 11, 12 17,660
無形固定資産	568	2,876	1,295
繰延税金資産	26,423	21,943	21,943
支払承諾見返	15 13,785	15 10,608	15 12,327
貸倒引当金	6 22,623	6 22,404	6 26,766
資産の部合計	1,263,802	1,245,509	1,221,170
負債の部			
預金	1,179,651	1,105,205	1,121,103
コールマネー及び売渡手形	-	-	8 10,000
債券貸借取引受入担保金	-	8 55,078	8 17,358
借入金	13 10,000	13 10,000	13 10,000
外国為替	7	11	6
社債	14 35,500	14 35,500	14 35,500
その他負債	9,453	20,277	7,748
未払法人税等		35	113
リース債務		264	
その他の負債		19,977	
退職給付引当金	6,175	-	-
睡眠預金払戻損失引当金	163	184	187
その他の偶発損失引当金	426	159	160
再評価に係る繰延税金負債	10 2,113	10 2,103	10 2,107
支払承諾	15 13,785	15 10,608	15 12,327
負債の部合計	1,257,278	1,239,129	1,216,500
純資産の部			
資本金	8,730	2,802	14,980
資本剰余金	-	2,802	6,249
資本準備金	-	2,802	6,249
利益剰余金	1,959	2,185	15,626
その他利益剰余金	1,959	2,185	15,626
繰越利益剰余金	1,959	2,185	15,626
株主資本合計	6,771	7,789	5,604
その他有価証券評価差額金	1,080	2,228	1,758
土地再評価差額金	10 833	10 818	10 824
評価・換算差額等合計	246	1,410	933
純資産の部合計	6,524	6,379	4,670
負債及び純資産の部合計	1,263,802	1,245,509	1,221,170

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	17,515	18,119	35,142
資金運用収益	14,805	14,362	29,265
(うち貸出金利息)	13,031	12,324	25,872
(うち有価証券利息配当金)	1,632	1,826	3,195
役務取引等収益	2,445	2,326	4,879
その他業務収益	28	505	164
その他経常収益	237	925	832
経常費用	18,714	15,800	44,996
資金調達費用	2,728	2,901	5,538
(うち預金利息)	1,845	1,993	3,814
役務取引等費用	1,227	1,204	2,466
その他業務費用	499	1,105	200
営業経費	※1 9,524	※1 8,545	18,599
その他経常費用	※2 4,733	※2 2,043	※2 18,192
経常利益又は経常損失 (△)	△1,198	2,318	△9,853
特別利益	70	127	110
固定資産処分益	0	22	0
償却債権取立益	2	105	15
その他の特別利益	68	—	※4 95
特別損失	8	261	584
固定資産処分損	8	55	236
減損損失	—	※3 99	※3 80
その他の特別損失	—	※5 106	※5 267
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△1,135	2,184	△10,327
法人税、住民税及び事業税	11	9	22
法人税等調整額	812	△4	5,285
法人税等合計		5	
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,959	2,179	△15,635

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	34,262	14,980	34,262
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	6,249
減資	△25,531	△12,178	△25,531
当中間期変動額合計	△25,531	△12,178	△19,281
当中間期末残高	8,730	2,802	14,980
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	23,164	6,249	23,164
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	6,249
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
当中間期変動額合計	△23,164	△3,447	△16,914
当中間期末残高	—	2,802	6,249
その他資本剰余金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
資本金から剰余金への振替	—	12,178	—
準備金から剰余金への振替	—	3,447	—
欠損填補	—	△15,626	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
資本剰余金合計			
前期末残高	23,164	6,249	23,164
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	6,249
資本金から剰余金への振替	—	12,178	—
準備金から剰余金への振替	—	3,447	—
欠損填補	—	△15,626	—
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
当中間期変動額合計	△23,164	△3,447	△16,914
当中間期末残高	—	2,802	6,249
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	320	—	320
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	△320	—	△320
当中間期変動額合計	△320	—	△320
当中間期末残高	—	—	—
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	7,100	—	7,100
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	△7,100	—	△7,100
当中間期変動額合計	△7,100	—	△7,100
当中間期末残高	—	—	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	△56,115	△15,626	△56,115
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,959	2,179	△15,635
欠損填補	56,115	15,626	56,115
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
当中間期変動額合計	54,156	17,812	40,488
当中間期末残高	△1,959	2,185	△15,626
利益剰余金合計			
前期末残高	△48,695	△15,626	△48,695
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,959	2,179	△15,635
利益準備金の取崩	△320	—	△320
別途積立金の取崩	△7,100	—	△7,100
欠損填補	56,115	15,626	56,115
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
当中間期変動額合計	46,736	17,812	33,068
当中間期末残高	△1,959	2,185	△15,626
自己株式			
前期末残高	△121	—	△121
当中間期変動額			
自己株式の処分	121	—	121
当中間期変動額合計	121	—	121
当中間期末残高	—	—	—
株主資本合計			
前期末残高	8,609	5,604	8,609
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	12,499
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,959	2,179	△15,635
自己株式の処分	121	—	121
資本金から剰余金への振替	—	12,178	—
準備金から剰余金への振替	—	3,447	—
利益準備金の取崩	△320	—	△320
別途積立金の取崩	△7,100	—	△7,100
欠損填補	56,115	—	56,115
減資	△25,531	△12,178	△25,531
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
当中間期変動額合計	△1,837	2,185	△3,005
当中間期末残高	6,771	7,789	5,604

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	357	△1,758	357
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,437	△470	△2,115
当中間期変動額合計	△1,437	△470	△2,115
当中間期末残高	△1,080	△2,228	△1,758
土地再評価差額金			
前期末残高	833	824	833
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△6	△9
当中間期変動額合計	—	△6	△9
当中間期末残高	833	818	824
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,190	△933	1,190
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,437	△476	△2,124
当中間期変動額合計	△1,437	△476	△2,124
当中間期末残高	△246	△1,410	△933
純資産合計			
前期末残高	9,800	4,670	9,800
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	12,499
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,959	2,179	△15,635
自己株式の処分	121	—	121
資本金から剰余金への振替	—	12,178	—
準備金から剰余金への振替	—	3,447	—
利益準備金の取崩	△320	—	△320
別途積立金の取崩	△7,100	—	△7,100
欠損填補	56,115	—	56,115
減資	△25,531	△12,178	△25,531
資本準備金の取崩	△23,164	△3,447	△23,164
土地再評価差額金の取崩	—	6	9
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,437	△476	△2,124
当中間期変動額合計	△3,275	1,709	△5,129
当中間期末残高	6,524	6,379	4,670

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(追加情報)</p> <p>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。その結果、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が1,952百万円増加、その他有価証券評価差額金が1,952百万円増加しております。</p> <p>また、従来は、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得価額の30%以上下落した銘柄については、全て当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として減損処理してはりましたが、当中間会計期間より減損判定基準を金融環境の変化等をふまえ変更しております。この変更により有価証券の減損額は、1,321百万円減少しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) ———	(2) ———
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～48年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常損失及び税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ21百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により経常損失及び税引前当期純損失は従来の方法によった場合に比べ35百万円増加しております。</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,084百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,701百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,172百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>_____</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当中間会計期間より、中間財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてではなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>_____</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当事業年度より、財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しており、その金額は502百万円であります。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12～13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年～13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12～13年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年～13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当中間期から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間会計期間より適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は163百万円増加し、経常損失、税引前中間純損失は163百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>——</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当事業年度から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当事業年度から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は187百万円増加し、経常損失、税引前当期純損失は187百万円それぞれ増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) その他の偶発損失引当金 同左	(5) その他の偶発損失引当金 同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は249百万円、「その他負債」中のリース債務は264百万円増加しております。またこれによる中間損益計算書に与える影響は、軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 807百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,673百万円、延滞債権額は25,580百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,941百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 753百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,332百万円、延滞債権額は26,496百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、7百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,920百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 753百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,135百万円、延滞債権額は29,369百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,360百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,195百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、8,588百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額12,400百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,555百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金6百万円及び有価証券72,272百万円を差入れております。 なおその他資産のうち保証金は9百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,758百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、6,074百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,546百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額9,621百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,481百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 55,000百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 55,078百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金4百万円及び有価証券50,021百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は7百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,865百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は7,172百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,662百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額10,835百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,514百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 29,636百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー 10,000百万円 債券貸借取引受入担保金 17,358百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金5百万円及び有価証券65,867百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は7百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、200,598百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が197,105百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、196,504百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が196,081百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、200,807百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が197,596百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,846百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,858百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,822百万円
※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,899百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 12,724百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 12,626百万円
※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	———	※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000百万円であります。	※13 同 左	※13 同 左
※14 社債は、劣後特約付社債 35,500百万円であります。	※14 同 左	※14 同 左
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は950百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,930百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,500百万円であります。
16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。 当中間会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。 リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 一百万円 差引額 50,000百万円	———	16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。 当事業年度末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。 リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 一百万円 差引額 50,000百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>102百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却752百万、貸倒引当金繰入額2,685百万円及び債権売却に伴う損失786百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	建物・動産	302百万円	その他	102百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>312百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>143百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却347百万円、貸倒引当金繰入額1,378百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間会計期間において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(99百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本県内</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="2">土地 建物等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産1物件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 3物件</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本県外</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="2">土地 建物等</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産1物件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 1物件</td> <td>11百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※5 その他の特別損失は、事業組合システムバンキング九州共同センター脱退に伴う損失106百万円であります。</p>	有形固定資産	312百万円	無形固定資産	143百万円	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本県内	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	19百万円	賃貸用不動産1物件	1百万円	遊休資産 3物件	68百万円	熊本県外	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	1百万円	賃貸用不動産1物件	1百万円	遊休資産 1物件	11百万円	<p>—————</p> <p>※2 その他経常費用には、債権売却に伴う損失5,627百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当事業年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(80百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本県内</td> <td>営業用店舗2ヶ店</td> <td rowspan="2">土地 建物等</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産1物件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 1物件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本県外</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="2">土地 建物等</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産1物件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 1物件</td> <td>20百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> <p>※4 その他の特別利益は、退職給付信託設定益95百万円であります。</p> <p>※5 その他の特別損失は、事業組合システムバンキング九州共同センター脱退に伴う損失267百万円であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本県内	営業用店舗2ヶ店	土地 建物等	59百万円	賃貸用不動産1物件	1百万円	遊休資産 1物件	1百万円	熊本県外	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	1百万円	賃貸用不動産1物件	1百万円	遊休資産 1物件	20百万円
建物・動産	302百万円																																																	
その他	102百万円																																																	
有形固定資産	312百万円																																																	
無形固定資産	143百万円																																																	
地域	主な用途	種類	減損損失																																															
熊本県内	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	19百万円																																															
	賃貸用不動産1物件		1百万円																																															
	遊休資産 3物件	68百万円																																																
熊本県外	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	1百万円																																															
	賃貸用不動産1物件		1百万円																																															
	遊休資産 1物件	11百万円																																																
地域	主な用途	種類	減損損失																																															
熊本県内	営業用店舗2ヶ店	土地 建物等	59百万円																																															
	賃貸用不動産1物件		1百万円																																															
	遊休資産 1物件	1百万円																																																
熊本県外	営業用店舗1ヶ店	土地 建物等	1百万円																																															
	賃貸用不動産1物件		1百万円																																															
	遊休資産 1物件	20百万円																																																

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	366	—	366	—	(注)1
第一回第一種 優先株式	—	18,742	18,742	—	(注)2
第一回第二種 優先株式	—	40,000	40,000	—	(注)2
合計	366	58,742	59,108	—	

(注)1 普通株式の自己株式は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことにより366千株減少しております。

2 平成19年9月21日に、すべての優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式123,427千株を交付しました。同時に、自己株式として取得した優先株式58,742千株を消却したことにより、発行済株式は64,685千株増加しております。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	366	—	366	—	(注)1
第一回第一種 優先株式	—	18,742	18,742	—	(注)2
第一回第二種 優先株式	—	40,000	40,000	—	(注)2
合計	366	58,742	59,108	—	

(注)1 普通株式の自己株式は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことにより366千株減少しております。

2 平成19年9月21日に、すべての優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、第一回第一種優先株式18,742千株、第一回第二種優先株式40,000千株を自己株式として取得しました。なお、同自己株式は同日消却しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
———	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として営業店ネットワーク構築機器であります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 	———
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,310百万円 その他 一百万円 合計 1,310百万円 減価償却累計額相当額 動産 973百万円 その他 一百万円 合計 973百万円 減損損失累計額相当額 動産 18百万円 その他 一百万円 合計 18百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 318百万円 その他 一百万円 合計 318百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 214百万円 1年超 151百万円 合計 366百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 7百万円 	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,765百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 1,765百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 749百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 749百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,004百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 1,004百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 220百万円 1年超 790百万円 合計 1,011百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円 	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,056百万円 その他 一百万円 合計 2,056百万円 減価償却累計額相当額 動産 870百万円 その他 一百万円 合計 870百万円 減損損失累計額相当額 動産 14百万円 その他 一百万円 合計 14百万円 期末残高相当額 動産 1,171百万円 その他 一百万円 合計 1,171百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 276百万円 1年超 913百万円 合計 1,189百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 5百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>129百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	支払リース料	129百万円	リース資産減損勘定の取崩額	2百万円	減価償却費相当額	112百万円	支払利息相当額	10百万円	減損損失	一百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 	支払リース料	158百万円	リース資産減損勘定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	141百万円	支払利息相当額	19百万円	減損損失	一百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>262百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>226百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 	支払リース料	262百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4百万円	減価償却費相当額	226百万円	支払利息相当額	21百万円	減損損失	一百万円
支払リース料	129百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円																															
減価償却費相当額	112百万円																															
支払利息相当額	10百万円																															
減損損失	一百万円																															
支払リース料	158百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円																															
減価償却費相当額	141百万円																															
支払利息相当額	19百万円																															
減損損失	一百万円																															
支払リース料	262百万円																															
リース資産減損勘定の取崩額	4百万円																															
減価償却費相当額	226百万円																															
支払利息相当額	21百万円																															
減損損失	一百万円																															

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項ありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当事項ありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)</p>
		<p>1 欠損の填補のための資本の減少 当行は、平成20年 5月 26日開催の取締役会において、減資および準備金減少ならびにその他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えに関する議案について、平成20年 6月 27日開催の定時株主総会での承認を条件として、下記のとおり決定いたしました。</p> <p>(1) 資本の減少 目的 平成20年 3月 期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。</p> <p>減少する資本金の額 資 本 金 14,980,764,164 円 を 12,178,717,239 円 減 少 し て 2,802,046,925円とする。</p> <p>資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 その他資本剰余金に振り替える金額 12,178,717,239円</p> <p>資本減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年 6月 27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年 7月 31日(予定) c 効力発生日 平成20年 8月 25日(予定)</p> <p>(2) 準備金の減少 目的 平成20年 3月 期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。</p> <p>減少する準備金の額 資本準備金の額6,249,999,962円を 3,447,953,036 円 減 少 し て 2,802,046,926円とする。 その他資本剰余金に振り替える金額 3,447,953,036円</p> <p>資本準備金減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年 6月 27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年 7月 31日(予定) c 効力発生日 平成20年 8月 25日(予定)</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(3)その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替え</p> <p>目的 平成20年3月期末における繰越損失15,626,670,275円を一掃するため。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの額 減資および資本準備金の減少に伴い、その他資本剰余金に振り替えた額15,626,670,275円を繰越利益剰余金へ振り替える。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p>
<p>———</p>	<p>当行、株式会社福岡銀行(以下「福岡銀行」)および株式会社親和銀行(以下「親和銀行」)は、平成20年11月14日開催の各行取締役会において、当行および親和銀行が両行の事業再生事業および不良債権関連事業を会社分割により福岡銀行へ承継させることを協議する基本合意書を締結することについて決議し、同日分割当事会社間で基本合意書を締結いたしました。</p>	<p>———</p>

(2) 【その他】

該当事項ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年5月9日
九州財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第16期)(自平成19年4月1日至平成20年3月31日) | 平成20年6月27日
九州財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年7月7日
九州財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成20年6月27日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成20年7月22日
九州財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年8月19日
九州財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年9月22日
九州財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年10月1日
九州財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年10月6日
九州財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年11月6日
九州財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年12月3日
九州財務局長に提出 |
| (11) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年12月16日
九州財務局長に提出 |
| (12) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項第11号
(債権の取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年12月18日
九州財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅 春 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田 賢 治 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月15日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村教 證 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤雅春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田賢治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 前中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月15日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村教 證 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村田賢治 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田祐二 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成20年12月19日

【会社名】 株式会社熊本ファミリー銀行

【英訳名】 The Kumamoto Family Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 元

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 熊本市水前寺六丁目29番20号

【縦覧に供する場所】 株式会社熊本ファミリー銀行 福岡営業部
(福岡市博多区上川端町9番166号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 鈴木 元は、当行の第17期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

